

奈良県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 五條高取線
- 三 道路の区域

1 2 0		路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
後	前						
B	B	A					
七八・〇	七八・〇	一七・七	御所市大字奉膳一 一四番一先から 御所市大字戸毛九 六八番一先まで		四・一	一、七七〇 ・九	うち一般国道 三百九号に一、 七七〇・九メ ートル重用
一〇・〇	一〇・〇	四・一			二、三三三 ・四	うち一般国道 三百九号に二、 三三三・四メ ートル重用	
二、三三三 ・四	二、三三三 ・四	一、七七〇 ・九			うち一般国道 三百九号に二、 一〇一・六メ ートル重用		